

各市町(組合)教育委員会教育長 様

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明

いじめの問題への取組の徹底について (通知)

いじめについては、平素からその重大性を認識し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について積極的な取組の推進をお願いしているところですが、他県において、児童生徒が自ら命を絶つというあってはならない痛ましい事件が発生し、その後、当該生徒がいじめにあっていたという事実が確認されました。

つきましては、全教職員が「いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である」という認識のもと、「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」(平成18年10月19日付け18文科初等 711号)、「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について(通知)」(平成23年8月4日付け23初児生第21号)の通知や生徒指導提要进行を踏まえ、下記の事項に注意の上、いじめの問題への取組を一層徹底願います。

記

- 1 いじめの早期発見・早期対応について
  - (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であるという共通認識を深め、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて更に必要な取組を推進するなど、児童生徒等が発するいじめのサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
  - (2) いじめが生じた際には、家庭・地域と連携して学校全体で組織的に対応することが重要であること。
- 2 いじめを許さない学校づくりについて
  - (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。
  - (2) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切に教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- 3 困ったときの連絡先について  
域内の相談機関や下記に示す府内の相談機関等の周知の徹底をお願いします。

- ・全国統一24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310
- ・京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン  
075-612-3268 または 3301  
0773-43-0390

メール相談

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・京都いのちの電話 075-864-4343 (24時間対応)
- ・チャイルドライン京都 0120-99-7777
- ・少年サポートセンター ヤングテレホン 075-551-7500  
(24時間対応)

担 当	学校教育課指導第2担当 安藤
電 話	075-414-5840